

「松江市犯罪被害者等支援条例」(案)の骨子に対する パブリックコメント(意見募集)

松江市 市民部 人権男女共同参画課

1 趣旨

松江市では、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等の支援についての基本理念、市の責務並びに市民及び事業者の役割、基本的な施策を定めた「松江市犯罪被害者等支援条例」の制定に向けた検討を進めており、このたび、条例案の骨子を作成しました。

この案を市民の皆様にお示しし、意見募集を行いますので、幅広いご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

2 意見募集期間

令和8年8月7日(金)～令和8年9月8日(火)(必着)

3 掲出・閲覧場所

「松江市犯罪被害者等支援条例」(案)の骨子は、次の各所でご覧いただけるよう公開しています。

- 市ホームページ
- 市役所本庁舎(本館3階行政資料コーナー)
- 市民活動センター(STIC)3階(人権男女共同参画課)
- 各支所

4 ご意見の提出方法

- ・次のいずれかの方法で提出してください。なお、障がいなどのため、これらの方法が難しい場合は、下に記載しているお問合せ先へご連絡ください。
 - ・郵送 ・ファクシミリ ・電子メール ※宛先・送信先は次の頁に記載
 - ・持参(持参先:人権男女共同参画課)
- ・ご意見を提出される際は、意見と、お名前、ご住所、電話番号(団体にあつては、名称、所在地)をご記入ください。
- ・様式は問いません。参考に、様式「松江市犯罪被害者等支援条例(案)の骨子に対する意見提出書」を添付しています。

5 お寄せいただいたご意見の取扱い

- ・ご意見は、条例制定の参考にさせていただきます。
- ・ご意見とその検討結果、市の考え方等は、後日ホームページで公表します。その際、個人が特定される情報(名前、住所、電子メールアドレス等)は公表しません。
- ・いただいたご意見への個別の回答は行いません。
- ・提出された個人情報は、記載内容の確認以外には使用しません。

◎お問合せ先・ご意見の提出先

松江市 市民部 人権男女共同参画課 人権総務係（担当 門脇・板持）

〒690-0061 松江市白潟本町 43 番地 市民活動センター（STIC）3 階

電話 0852-55-5331 FAX 0852-55-5542

電子メール jinken@city.matsue.lg.jp



ホームページ

https://www.city.matsue.lg.jp/gyoseijoho/koho_kocho/public_comment/public_comment_boshu/26253.html

